

番号	ページ	区分	改定素案	改定案
1	1	第1部	2 前計画との比較 前計画では、本県の目指すすがたを、(略)	2 施策の構成の概要 前計画と同様、本県の目指すすがたを、(略)
2	1	第1部	6 県の役割 (略) また、条例では、第3条に県の責務を規定しており、概ね次の事項を県が実施することとしています。 (略)	6 県の役割 (略) また、条例では、第3条に県の責務を規定しており、 <u>県内全体での文化芸術の振興を図るため、概ね次の事項を県が実施することとしています。</u> (略)
3	2	第1部	8 進行管理 この計画に基づく事業の進行管理等については、神奈川県文化芸術振興審議会の意見をもとに整理して公表します。	8 進行管理 この計画に基づく事業の進行管理等については、神奈川県文化芸術振興審議会の意見をもとに整理して公表します。 <u>なお、次の数値を参考指標とします。</u> <u>・1年間に文化芸術の鑑賞・参加を行った割合</u>
4	3	第2部	2 芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者 芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者は、文化芸術の担い手であり、人々に感動や生きる喜びをもたらしています。また、文化芸術を支える活動を行う者は、文化芸術の創り手(芸術家)に対して、企画、制作等に関するノウハウや技術をサポートすることや、芸術家と受け手(県民)をつなぐことが期待されます。 県は、芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者と協働し、県民に文化芸術に親しむ機会を提供していきます。さらに、芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者が、心豊かな社会の実現に大きな役割を果たすという認識の下、優れた才能の発掘や育成に加えて、文化芸術に関する企画、制作、研究、普及等のため、環境の整備に取り組みます。	2 芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者 芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者は、文化芸術の担い手であり、人々に感動や生きる喜びをもたらしています。また、文化芸術を支える活動を行う者は、文化芸術の創り手(芸術家)に対して、企画、制作等に関するノウハウや技術をサポートすることや、芸術家と受け手(県民)をつなぐ <u>中間支援の役割</u> が期待されます。 県は、芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者と協働し、県民に文化芸術に親しむ機会を提供していきます。さらに、芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者が、心豊かな社会の実現に大きな役割を果たすという認識の下、優れた才能の発掘や育成に加えて、文化芸術に関する企画、制作、研究、普及等のため、環境の整備に取り組みます。

番号	ページ	区分	改定素案	改定案
5	3	第2部	<p>3 文化芸術団体 (略)</p> <p>昨今、文化のもつ力を文化以外の分野に活用することが注目されており、文化芸術団体は、とりわけ地域の文化芸術拠点たる文化施設や、基幹的な文化芸術団体は、学校等の教育施設、社会福祉施設等と積極的に連携することが望まれます。</p> <p>また、文化芸術団体は、地域の文化的ニーズや活動に関する情報を有していることから、県民に対して積極的な情報発信を行い、県民の文化芸術活動への参加意欲を促進していく活動なども期待されます。</p> <p>県が出資している団体である公益財団法人神奈川芸術文化財団では、質の高い芸術作品の企画制作や、県民への鑑賞機会の提供のほか、県立文化施設を拠点とした専門人材の育成や学校教育へのアプローチ、インクルーシブアプローチ、地域との連携づくりに取り組んでいます。また、公益財団法人神奈川文学振興会では、神奈川県ゆかりの文学資料の収集、展示等により、文学の振興と文化の発展に取り組んでいます。</p> <p>(略)</p>	<p>3 文化芸術団体 (略)</p> <p>昨今、文化のもつ力を文化以外の分野に活用することが注目されており、文化芸術団体は、とりわけ地域の文化芸術拠点たる文化施設、基幹的な文化芸術団体、学校等の教育施設、社会福祉施設等と積極的に連携することが望まれます。</p> <p>また、文化芸術団体は、地域の文化的ニーズや活動に関する情報を有していることから、県民に対して積極的な情報発信を行い、県民の文化芸術活動への参加意欲を促進していく活動なども期待されます。</p> <p>現在、県が出資している団体である公益財団法人神奈川芸術文化財団では、質の高い芸術作品の企画制作や、県民への鑑賞機会の提供のほか、県立文化施設を拠点とした専門人材の育成や学校教育へのアプローチ、インクルーシブアプローチ、地域との連携づくりを通して、県内全体での文化芸術振興の推進と活性化に取り組んでいます。また、公益財団法人神奈川文学振興会では、コレクションを生かした文学展の企画や講演会・朗読会の開催、学校へのパネル文学展の提供等により幅広い年代の文学の振興に取り組んでいます。</p> <p>(略)</p>
6	5	第3部	<p>2 新型コロナウイルス感染症による影響</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、多くの文化芸術に係るイベント等が中止又は延期となり、県民は文化芸術に触れる機会を失い、文化芸術団体等は、活動の場が失われ、経済的にも大きな影響を受けた。このような状況下において、オンライン配信を積極的に活用することで、事業継続に取り組むとともに、新たな表現へとつながった。また、文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて認識されたところである。コロナ禍で大きく活動の制限を受けた文化芸術の一層の振興を図るため、民間の文化芸術活動を促進する必要がある。</p>	<p>2 新型コロナウイルス感染症による影響</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、多くの文化芸術に係るイベント等が中止又は延期となり、県民は文化芸術に触れる機会を失い、文化芸術団体等は、活動の場が失われ、経済的にも大きな影響を受けた。このような状況下において、オンライン配信を積極的に活用することで、事業継続に取り組むとともに、新たな表現へとつながった。また、文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて認識されたところである。コロナ禍で大きく活動の制限を受けた文化芸術の一層の振興を図るため、県内における文化芸術活動を促進する必要がある。</p>
7	6	第3部	<p>6 文化観光推進法の制定及び博物館法の改正</p> <p>令和2年4月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定され、文化施設が、地域の観光関係事業者等と連携することにより、文化施設そのものの機能強化や地域一体となった取組を進めていくことが求められている。また、令和4年4月に博物館法が改正され、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力に向上に取り組むことが博物館の努力義務とされたことから、これらの法律を踏まえた対応が求められている。</p>	<p>6 文化観光推進法の制定及び博物館法の改正</p> <p>令和2年4月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定され、文化施設が、地域の観光関係事業者等と連携することにより、文化施設そのものの機能強化や地域一体となった取組を進めていくことが求められている。また、令和4年4月に博物館法が改正され、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことが博物館の努力義務とされたことから、これらの法律を踏まえた対応が求められている。</p>
8	6	第3部	<p>7 文化活動の地域移行を契機とした地域の文化芸術環境の充実</p>	<p>7 学校部活動の地域移行を契機とした地域の文化芸術環境の充実</p>

番号	ページ	区分	改定素案	改定案
9	6	第3部	<p>8 国際的な文化交流の推進</p> <p>本県ではこれまでに本県、中国・遼寧省、韓国・京畿道の3地域（以下「三県省道」という。）が相互に友好提携を結び、多文化理解や神奈川の特徴を生かした国際交流を推進するとともに、文化交流イベントの開催などを通じてベトナムとの交流の促進に取り組んできた。また、本県には東アジア諸国の外国籍県民も多く、これから先、さらに外国籍県民が増えていくことも予想され、一層の文化交流の推進が求められる。</p>	<p>8 国際的な文化交流の推進</p> <p>本県ではこれまでに本県、中国・遼寧省、韓国・京畿道の3地域（以下「三県省道」という。）が相互に友好提携を結び、多文化理解や神奈川の特徴を生かした国際交流を推進するとともに、文化交流イベントの開催などを通じてベトナムとの交流の促進に取り組んできた。また、<u>本県には外国籍県民も多く</u>、これから先、さらに外国籍県民が増えていくことも予想され、一層の文化交流の推進が求められる。</p>
10	8	第4部	<p>重点施策1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用</p> <p>取組内容</p> <p>県民をはじめ多くの人たちが県内各地域の伝統的な文化芸術を知る機会をもち、価値を知って大切に継承していけるよう、取組を行います。また、伝統的な文化の記録を保存し、後世に伝えることを視野に入れた取組を行います。</p> <p>○ 文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信</p> <p>市町村や学校と連携して、各地域の伝統的な芸能の発表・鑑賞の機会を充実させ、オンラインによる動画配信等を活用しながら県内外に発信していきます。</p> <p>○ 伝統的な文化芸術の継承者の育成・支援</p> <p>神奈川の伝統的な文化芸術が継続的に発展していくために、これまで実施していなかった地域も含め、継承者の育成を目指して、県内各地域でワークショップを充実させるなどの支援を行います。</p> <p>○ 伝統工芸品等の地域資源の活用</p> <p>工芸を主とする木製品業者向けにものづくり支援や技術情報の提供、連携・交流を実施します。</p> <p>○ 後世に残す伝統的な文化の記録の保存</p> <p>県で実施した伝統的な芸能に関する事業や、県内に所在する民俗芸能等について、映像及び報告書等の整理をし、記録として後世に残していく取組を実施します。</p>	<p>重点施策1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用</p> <p>取組内容</p> <p>県民をはじめ多くの人たちが県内各地域の伝統的な文化芸術を知る機会をもち、価値を知って大切に継承していけるよう、<u>「チャッキラコ」や「山北のお峰入り」を含む風流踊がユネスコ無形文化遺産に登録されたことをきっかけとした機運の高まりなども活かしながら</u>取組を行います。また、伝統的な文化の記録を保存し、後世に伝えることを視野に入れた取組を行います。</p> <p>○ 文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信</p> <p>市町村や学校と連携して、各地域の伝統的な芸能の発表・鑑賞の機会を充実させ、オンラインによる動画配信等を活用しながら県内外に発信していきます。</p> <p>○ 伝統的な文化芸術の継承者の育成・支援</p> <p>神奈川の伝統的な文化芸術が継続的に発展していくために、これまで実施していなかった地域も含め、継承者の育成を目指して、県内各地域でワークショップを充実させるなどの支援を行います。</p> <p>○ 伝統工芸品等の地域資源の活用</p> <p>工芸を主とする木製品業者向けにものづくり支援や技術情報の提供、連携・交流を実施します。</p> <p>○ 後世に残す伝統的な文化の記録の保存</p> <p>県で実施した伝統的な芸能に関する事業や、県内に所在する民俗芸能等について、映像及び報告書等の整理をし、記録として後世に残していく取組を実施します。</p>

番号	ページ	区分	改定素案	改定案
11	9	第4部	<p>重点施策2 子ども・若者の文化芸術活動の充実等</p> <p>取組内容</p> <p>次世代を担う子ども・若者が、将来にわたって文化芸術に触れ、感性や創造力、コミュニケーション能力等を備えた豊かな人間性及び創造性をはぐくむことができるよう、取組を行います。また、文化芸術の次世代を担う人材として育成する取組を進めます。</p> <p>○ 子ども・若者の体験機会の確保</p> <p>県立文化施設等において、子ども・若者を対象とした鑑賞・参加事業を実施するなど、体験機会の確保に向けた取組を推進します。</p> <p>○ 子ども・若者の創作活動の支援による人材育成</p> <p>青少年センターなどを活用した子ども・若者を対象とする舞台芸術の裾野を広げる取組や、県内の中高生を対象とした公募美術展の開催など、子ども・若者の創作活動を支援し、文化芸術に関わる人材の育成を進める取組を推進します。</p> <p>○ 学校及び地域における文化芸術活動の充実</p> <p>文化芸術の次世代を担う子どもたちが、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校、市町村、教育委員会、文化芸術団体等との連携・協働による取組を進めます。</p>	<p>重点施策2 子ども・若者の文化芸術活動の充実等</p> <p>取組内容</p> <p>次世代を担う子ども・若者が、将来にわたって文化芸術に触れ、感性や創造力、コミュニケーション能力等を備えた豊かな人間性及び創造性をはぐくむことができるよう、取組を行います。また、文化芸術の次世代を担う人材として育成する取組を進めます。</p> <p>○ 子ども・若者の体験機会の確保・<u>充実</u></p> <p><u>県立文化施設等を中心として、市町村文化施設等と連携しながら、子ども・若者を対象とした鑑賞・参加事業を実施するなど、体験機会の確保・充実</u>に向けた取組を推進します。</p> <p>○ 子ども・若者の創作活動の支援による人材育成</p> <p>青少年センターなどを活用した子ども・若者を対象とする舞台芸術の裾野を広げる取組や、県内の中高生を対象とした公募美術展の開催など、子ども・若者の創作活動を支援し、文化芸術に関わる人材の育成を進める取組を推進します。</p> <p>○ 学校及び地域における文化芸術活動の充実</p> <p>文化芸術の次世代を担う子どもたちが、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校、市町村、教育委員会、文化芸術団体等との連携・協働による取組を進めます。</p>
12	10	第4部	<p>重点施策3 共生社会の実現に向けた高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等課題</p> <p>本県では、前計画において、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が文化芸術活動を行うことができるよう取り組んできました。</p> <p>今後の県内の状況を鑑みた場合、長寿命化に伴い人生100歳時代を迎えるとともに、令和22年には県民の3人に1人が高齢者となる予測がされています。</p> <p>また、令和5年4月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行し、同条例に基づく基本計画の中に「障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策」を位置付けることとしています。</p> <p>文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるもの、心豊かな県民生活のために不可欠なものです。本県では、高齢者や障がい者等が舞台芸術活動に取り組む事業や、障がい者のアート作品を展示する事業などを実施することで、共生社会の実現や未病改善など、様々な社会的な課題の解決を文化芸術の面から後押ししてきました。</p> <p>そこで、年齢や障がい、言語等により、文化芸術へのアクセスが困難な方々が、文化芸術に親しめるよう、引き続き、市町村や文化芸術団体をはじめ、福祉やまちづくりなどの他分野との連携を図りつつ、創作活動の支援やアウトリーチ等による鑑賞・参加の機会を提供する取組が必要であると考えられます。</p>	<p>重点施策3 共生社会の実現に向けた高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等課題</p> <p>本県では、前計画において、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が文化芸術活動を行うことができるよう取り組んできました。</p> <p>今後の県内の状況を鑑みた場合、長寿命化に伴い人生100歳時代を迎えるとともに、令和22年には県民の3人に1人が高齢者となる予測がされています。</p> <p>また、令和5年4月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行し、同条例に基づく基本計画の中に「障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策」を位置付けることとしています。</p> <p>文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるもの、心豊かな県民生活のために不可欠なものです。本県では、高齢者や障がい者等が舞台芸術活動に取り組む事業や、障がい者のアート作品を展示する事業などを<u>通じて</u>、共生社会の実現や、<u>高齢者等の社会参加の促進による未病改善</u>など、様々な社会的な課題の解決を文化芸術の面から後押ししてきました。</p> <p>そこで、年齢や障がい、言語等により、文化芸術へのアクセスが困難な方々が、文化芸術に親しめるよう、引き続き、市町村や文化芸術団体をはじめ、福祉やまちづくりなどの他分野との連携を図りつつ、創作活動の支援やアウトリーチ等による鑑賞・参加の機会を提供する取組が必要であると考えられます。</p>

番号	ページ	区分	改定素案	改定案
13	10	第4部	<p>重点施策3 共生社会の実現に向けた高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等</p> <p>取組内容</p> <p>共生社会の実現などを文化芸術の面から後押しする「共生共創事業」をはじめ、あらゆる人が等しく、ともに文化芸術に親しみ、自ら文化芸術活動を楽しめるよう、取組を行います。</p> <p>○ 高齢者・障がい者等の創作活動の支援</p> <p>高齢者を対象とした劇団の運営やダンス企画のほか、障がい者のアート作品を展示する事業の実施などにより、舞台芸術や作品発表の機会等を充実させ、高齢者・障がい者等の創作活動を支援します。</p> <p>○ 高齢者・障がい者等へのアウトリーチによる体験活動の充実</p> <p>障がい者施設等に出向いての音楽鑑賞事業や、演劇、ダンス、美術造形等のワークショップの実施などにより、鑑賞・参加機会の充実を図ります。</p> <p>○ 文化芸術における共生社会の実現に向けた環境づくり</p> <p>あらゆる人が同じ空間で文化芸術の鑑賞や参加ができるよう、それぞれのケース毎で異なる対応方法や課題、改善点等の蓄積したノウハウを生かし、文化芸術における共生社会の実現に向けた環境を整えていきます。</p>	<p>重点施策3 共生社会の実現に向けた高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等</p> <p>取組内容</p> <p>共生社会の実現などを文化芸術の面から後押しする「共生共創事業」をはじめ、あらゆる人が等しく、ともに文化芸術に親しみ、自ら文化芸術活動を楽しめるよう、取組を行います。</p> <p>○ 高齢者・障がい者等の創作活動の支援</p> <p>高齢者を対象とした劇団の運営やダンス企画のほか、障がい者のアート作品を展示する事業の実施などにより、舞台芸術や作品発表の機会等を充実させ、高齢者・障がい者等の創作活動を支援します。</p> <p>○ 高齢者・障がい者等へのアウトリーチ等による体験活動の充実</p> <p>障がい者施設等に出向いての音楽鑑賞事業や、演劇、ダンス、美術造形等のワークショップの実施などにより、鑑賞・参加機会の充実を図ります。</p> <p>○ 文化芸術における共生社会の実現に向けた環境づくり</p> <p>あらゆる人が同じ空間で文化芸術の鑑賞や参加ができるよう、それぞれのケース毎で異なる対応方法や課題、改善点等の蓄積したノウハウを生かし、文化芸術における共生社会の実現に向けた環境を整えていきます。</p>
14	12	第4部	<p>重点施策5 文化芸術の振興を推進するための環境整備</p> <p>取組内容</p> <p>文化芸術振興施策の推進に当たり、県立文化施設の機能の充実と文化芸術活動が継続して行われるための支援に取り組みます。</p> <p>○ 県立文化施設の計画的な維持・保全・拡充</p> <p>県立文化施設について、適切な修繕・改修のほか、貴重な文化資源を後世に伝えるための収蔵スペースの確保など、計画的な維持・保全・拡充に努めます。</p> <p>また、県民ホール本館の今後のあり方について検討します。</p> <p>○ 施設の機能としての人材育成</p> <p>県立文化施設は人材育成の機能を担っているため、各施設の特色を生かした取組により、文化芸術に関するプロフェッショナル人材の育成を進める取組を推進します。</p> <p>○ 文化芸術活動継続のための支援</p> <p>文化芸術団体への支援や、県立文化施設での練習・発表の場の提供、県の文化芸術ポータルサイトによる情報発信などに取り組むことで、文化芸術活動が継続して行われるよう支援します。</p>	<p>重点施策5 文化芸術の振興を推進するための環境整備</p> <p>取組内容</p> <p>文化芸術振興施策の推進に当たり、県立文化施設の機能の充実と文化芸術活動が継続して行われるための支援に取り組みます。</p> <p>○ 県立文化施設の計画的な維持・保全・拡充</p> <p>県立文化施設について、適切な修繕・改修のほか、貴重な文化資源を後世に伝えるための収蔵スペースの確保など、計画的な維持・保全・拡充に努めます。</p> <p>また、県民ホール本館の今後のあり方について検討します。</p> <p>○ 施設の機能としての人材育成</p> <p>県立文化施設は人材育成の機能も担っているため、各施設の特色を生かした取組により、文化芸術に関するプロフェッショナル人材の育成を進める取組を推進します。</p> <p>○ 文化芸術活動継続のための支援</p> <p>文化芸術団体への支援や、県立文化施設での練習・発表の場の提供、県の文化芸術ポータルサイトによる情報発信などに取り組むことで、文化芸術活動が継続して行われるよう支援します。</p>

番号	ページ	区分	改定素案	改定案
15	13	第5部	<p>1 県民の文化芸術活動の充実</p> <p>(2) 県民の文化芸術活動の充実</p> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p>○ 県内各地で開催される文化芸術の催しや文化芸術団体の活動の情報、県民が文化芸術に対する関心や理解を深めるための県立文化施設での文化芸術に関する講座・講演会等の情報を提供します。</p> <p>○ 県立文化施設での公演、展覧会などの鑑賞機会の提供や優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する文化芸術団体への支援により、県民の鑑賞機会の充実を図ります。</p> <p>○ 県民が文化芸術活動（創作・練習・稽古(けいこ)・発表等）を行う際に利用できる文化施設を運営するとともに、県民が参加できる公募展やコンクール等の開催により、県民自らが行う文化芸術活動を支援します。</p> <p><b>【主な施策】</b></p> <p>ア 文化芸術に対する関心、理解を深めるための情報提供・普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立文化施設での文化芸術に関する講座、講演会等の開催</li> <li>・ 広報誌、ホームページ等による情報提供・普及啓発の実施</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>1 県民の文化芸術活動の充実</p> <p>(2) 県民の文化芸術活動の充実</p> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p>○ 県内各地で開催される文化芸術の催しや文化芸術団体の活動の情報、県民が文化芸術に対する関心や理解を深めるための県立文化施設等での文化芸術に関する講座・講演会等の情報を提供します。</p> <p>○ 県立文化施設等での公演、展覧会などの鑑賞機会の提供や優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する文化芸術団体への支援により、県民の鑑賞機会の充実を図ります。</p> <p>○ 県民が文化芸術活動（創作・練習・稽古(けいこ)・発表等）を行う際に利用できる文化施設を運営するとともに、県民が参加できる公募展やコンクール等の開催により、県民自らが行う文化芸術活動を支援します。</p> <p><b>【主な施策】</b></p> <p>ア 文化芸術に対する関心、理解を深めるための情報提供・普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立文化施設等での文化芸術に関する講座、講演会等の開催</li> <li>・ 広報誌、ホームページ等による情報提供・普及啓発の実施</li> </ul> <p>(略)</p>
16	15	第5部	<p>1 県民の文化芸術活動の充実</p> <p>(6) 学校教育における文化芸術活動の充実</p> <p><b>【主な施策】</b></p> <p>文化芸術に関する体験学習等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校と文化芸術団体との連携による文化芸術体験事業の実施</li> <li>・ 中学・高校文化部活動の支援の実施</li> <li>・ 県立高校における文化芸術の発展に寄与する人材の育成</li> <li>・ 芸術家等や文化芸術団体と連携した教育の実施</li> <li>・ 学校と文化施設との連携の推進</li> <li>・ 学校部活動の地域移行の検討</li> </ul>	<p>1 県民の文化芸術活動の充実</p> <p>(6) 学校教育における文化芸術活動の充実</p> <p><b>【主な施策】</b></p> <p>文化芸術に関する体験学習等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校と文化芸術団体との連携による文化芸術体験事業の実施</li> <li>・ <u>中学校・高等学校の文化芸術に係る学校部活動の支援の実施</u></li> <li>・ <u>県立高等学校</u>における文化芸術の発展に寄与する人材の育成</li> <li>・ 芸術家等や文化芸術団体と連携した教育の実施</li> <li>・ 学校と文化施設との連携の推進</li> <li>・ 学校部活動の地域移行の検討</li> </ul>
17	15	第5部	<p>1 県民の文化芸術活動の充実</p> <p>(7) 高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実</p> <p><b>【主な施策】</b></p> <p>高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障がい者等の創作活動の支援</li> <li>・ 高齢者、障がい者等へのアウトリーチによる体験活動の充実</li> <li>・ 文化芸術における共生社会の実現に向けた環境づくり</li> </ul>	<p>1 県民の文化芸術活動の充実</p> <p>(7) 高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実</p> <p><b>【主な施策】</b></p> <p>高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障がい者等の創作活動の支援</li> <li>・ 高齢者、障がい者等へのアウトリーチ等による体験活動の充実</li> <li>・ 文化芸術における共生社会の実現に向けた環境づくり</li> </ul>

番号	ページ	区分	改定素案	改定案
18	15	第5部	<p>2 文化資源を活用した地域づくりの推進</p> <p>(1) 文化芸術に関する交流の推進</p> <p>【施策の方向】</p> <p>○ 市町村と連携した文化芸術事業や他県との交流事業の実施などにより、文化芸術の地域間交流を推進します。</p> <p>○ 三県省道やベトナム等との文化芸術を介した国際交流事業の実施や県立文化施設での海外の作品の鑑賞機会の提供などにより、国際交流や海外の文化芸術に対する理解を深める取組を推進します。</p> <p>○ 多文化共生イベントの開催や多文化理解を深めるための講座を実施するなど、多文化理解を推進します。</p>	<p>2 文化資源を活用した地域づくりの推進</p> <p>(1) 文化芸術に関する交流の推進</p> <p>【施策の方向】</p> <p>○ 市町村と連携した文化芸術事業や他県との交流事業の実施などにより、文化芸術の地域間交流を推進します。</p> <p>○ 三県省道やベトナム等との文化芸術を介した国際交流事業の実施や県立文化施設等での海外の作品の鑑賞機会の提供などにより、国際交流や海外の文化芸術に対する理解を深める取組を推進します。</p> <p>○ 多文化共生イベントの開催や多文化理解を深めるための講座を実施するなど、多文化理解を推進します。</p>
19	17	第5部	<p>3 文化芸術の振興を図るための環境整備</p> <p>(2) 県立文化施設の充実</p> <p>【施策の方向】</p> <p>○ 県立文化施設では、文化芸術の鑑賞や活動、交流の場としての機能に加えて、施設の特性に応じて、文化芸術に関する人材の育成や教育、普及活動に取り組みます。</p> <p>○ 県立文化施設の機能を最大限に発揮させるため、効果的な事業の実施や効率的な施設運営等について、適切な検証を行います。</p> <p>○ 県立文化施設の文化芸術発信拠点としての機能を充実させるため、長寿命化や県民ニーズに対応した施設改修、文化資源を収蔵するための施設整備に取り組みます。</p>	<p>3 文化芸術の振興を図るための環境整備</p> <p>(2) 県立文化施設の充実</p> <p>【施策の方向】</p> <p>○ 県立文化施設では、文化芸術の鑑賞や活動、交流の場としての機能に加えて、施設の特性に応じて、文化芸術に関する人材の育成や教育、普及活動に取り組みます。</p> <p>○ 県立文化施設の機能を最大限に発揮させるため、効果的な事業の実施や効率的な施設運営等について、適切な検証を行います。</p> <p>○ 県立文化施設の文化芸術発信拠点としての機能を充実させるため、長寿命化や県民ニーズに対応した施設改修、文化資源を収蔵するための施設整備に取り組みます。<u>また、県民ホール本館の今後のあり方について検討します。</u></p>